

### 平成30年度国民健康保険特別会計の財政状況

## 健康管理に努め、医療費の節減にご協力をお願いします

### 増え続ける医療費 厳しい国保財政

国民健康保険(国保)は、市の一般会計から独立した特別会計で運営しています(図1)。

平成30年度からは、制度改革により、県が医療費の全額を市に交付し、市は納付金を県に納めることとなりました。

主な歳出は、医療機関に支払う医療費などの保険給付費で、全体の62・55%を占めています。また、県に納める納付金が全体の27・67%となっています。

こうした経費を賄う歳入の中で最も多いものは、保険給付費を賄う県からの交付金などの県

支出金で、全体の61・98%を占めています。また、加入者が納付する国保税は、全体の20・79%となっています。

また、1人当たりの医療費が年々増加(図2)する一方で、国保税収入は減少しており、国保財政は大変厳しい状況です。

これら収支の均衡を図るため、毎年多額の法定外繰入金を一般会計から繰り入れています。国・県からは、この繰入金を赤字と定義され、削減・解消を求められています。

**医療費の節減にご協力を**

○特定健診やがん検診を受けて病気の予防や早期発見を  
平成30年度は、対象者(40歳

図1 国民健康保険特別会計の歳入と歳出 (金額は四捨五入)

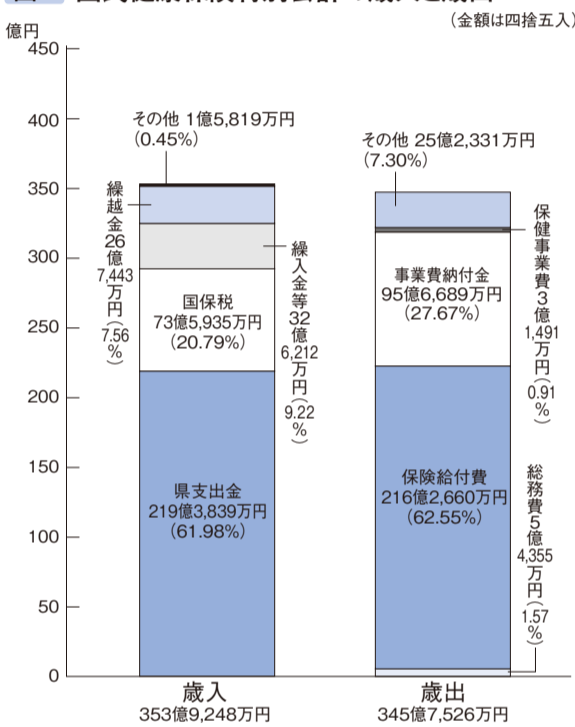


図2 加入者1人当たり医療費

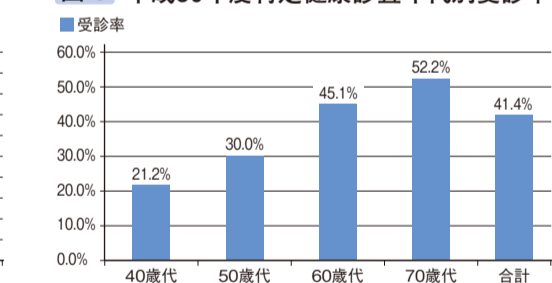
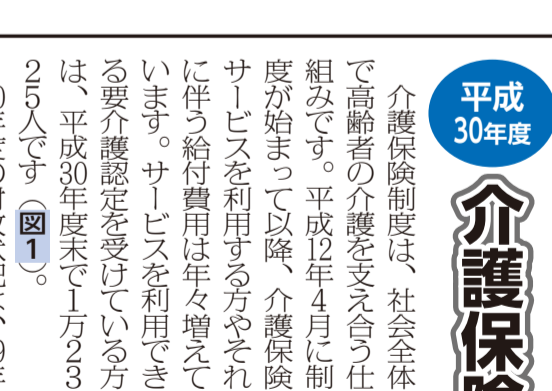


図3 平成30年度特定健康診査年代別受診率



### 税・国保のお知らせ

#### ◆納税通知書をお送りします

▽市・県民税：平成31年度分の年税額に変更のあった方や新たに課税された方、退職等により納付方法が変更された方に納税通知書と納付書(口座振替の方には通知書のみ)を11月8日(金)に発送します。新たにお送りする納付書でお納めください。

たに課税された方、年金からの差し引きを口座振替に変更された方に納税通知書と納付書(口座振替をご利用の方には通知書のみ)を11月15日(金)に発送します。なお、2月より、年金からの差し引きを口座振替に変更する場合は、国民健康保険課または北部・南部出張所で11月29日(金)までに申請してください。申請に必要なものは、保険証、振替口座の通帳と届出印(新たに口座振替をお申し込みの方のみ)です。

▽国民健康保険税：平成31年度の年税額に変更があった方や新

に課税された方、年金からの差し引きを口座振替に変更された方に納税通知書と納付書(口座振替をご利用の方には通知書のみ)を11月15日(金)に発送します。なお、2月より、年金からの差し引きを口座振替に変更する場合は、国民健康保険課または北部・南部出張所で11月29日(金)までに申請してください。申請に必要なものは、保険証、振替口座の通帳と届出印(新たに口座振替をお申し込みの方のみ)です。

▽国民健康保険税の第6期納期限は12月20日です

## 国民健康保険税の第6期納期限は12月20日です

国民健康保険税の第6期納期限は12月20日です

国民健康保険税の第6期納期限は12月20日です

健全な財政運営のため国保税の期限内納付にご協力を

健康な財政運営のため国保税の期限内納付にご協力を

健康な財政運営のため国保税の期限内納付にご協力を

健康な財政運営のため国保税の期限内納付にご協力を

健康な財政運営のため国保税の期限内納付にご協力を

国民健康保険税の第6期納期限は12月20日です

国民健康保険税の第6期納期限は12月20日です

国民健康保険税の第6期納期限は12月20日です

国民健康保険税の第6期納期限は12月20日です

国民健康保険税の第6期納期限は12月20日です

### 平成30年度 介護保険の財政状況

介護保険制度は、社会全体で高齢者の介護を支え合う仕組みです。平成12年4月に制度が始まって以降、介護保険サービスを利用する方やそれに伴う給付費は年々増えています。サービスを利用できる要介護認定を受けている方は、平成30年度末で1万2,325人です(図1)。

30年度の財政状況は、29年度に比べて歳入が2・2%(4億2,331万円)、歳出は2・2%(3億9,775万円)それぞれ増加しています(内訳は図2を参照)。介護保険

介護保険制度は、社会全体で高齢者の介護を支え合う仕組みです。平成12年4月に制度が始まって以降、介護保険サービスを利用する方やそれに伴う給付費は年々増えています。サービスを利用できる要介護認定を受けている方は、平成30年度末で1万2,325人です(図1)。

30年度の財政状況は、29年度に比べて歳入が2・2%(4億2,331万円)、歳出は2・2%(3億9,775万円)それぞれ増加しています(内訳は図2を参照)。介護保険

介護保険制度は、社会全体で高齢者の介護を支え合う仕組みです。平成12年4月に制度が始まって以降、介護保険サービスを利用する方やそれに伴う給付費は年々増えています。サービスを利用できる要介護認定を受けている方は、平成30年度末で1万2,325人です(図1)。

30年度の財政状況は、29年度に比べて歳入が2・2%(4億2,331万円)、歳出は2・2%(3億9,775万円)それぞれ増加しています(内訳は図2を参照)。介護保険

図1 越谷市の高齢者数(65歳以上)と要介護認定者数の推移

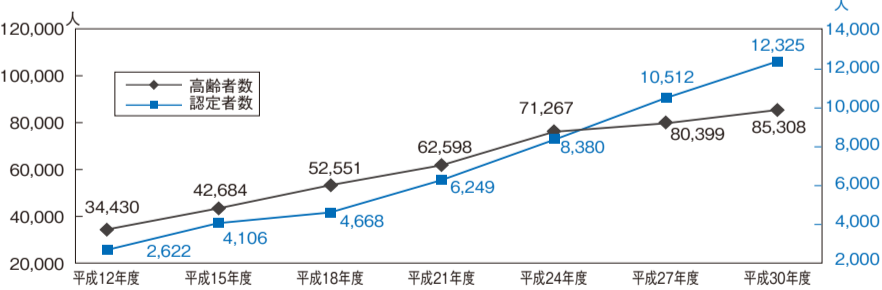
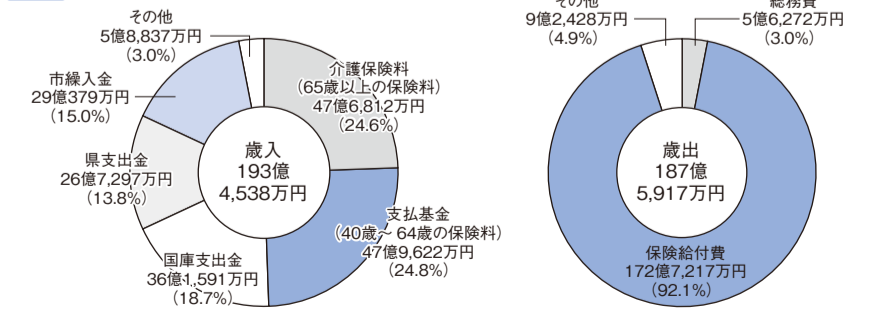


図2 歳入・歳出の内訳



\*表示単位未満を四捨五入しているため、各費目の合計、%が合計値と一致しない場合があります